

令和2年度 契約締結前における公表（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号）

番号	契約の名称 (物品/役務の名称)	概要	契約期間	契約締結予定日	契約相手方の選考基準	問い合わせ先	備考
1	本庁舎日直業務	庁舎の管理	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	総務部総務課 内線2315	
2	白河駅前駐輪場内及びトイレ清掃業務	白河駅前駐輪場内清掃（週1回）、駅前トイレ清掃（363日）	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	市民生活部生活防災課 内線2166	
3	不法投棄監視・撤去業務	市内全域のパトロール及び不法投棄物の回収	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	市民生活部環境保全課 内線2165	
4	サンフレッシュ白河窓口代行及び施設整備業務	土日祝日昼間及び平日夜間（午後5：15～9：15）の施設利用申込受付代行、施設内の樹木の剪定・除草	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	市民生活部市民課 内線2151	
5	サンフレッシュ白河清掃業務	施設の清掃（1日3時間×週5日）	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定める障害福祉サービス事業を行う施設であること。 ②業務を適切に遂行できること。	市民生活部市民課 内線2151	
6	五箇市民センター清掃業務	施設の清掃（週2回）	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	市民生活部市民課 内線2151	
7	白河市介護予防生活支援サービス	家事援助サービス（身体介護等を除く）	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	保健福祉部高齢福祉課 内線2722	
8	幼稚園管理業務	表郷・ひがし幼稚園の園舎内外の整理整頓、清掃管理、簡易な営繕補修などの管理	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	保健福祉部こども未来室 こども育成課 内線2731	
9	保育園管理業務	さくら・わかば・おもてごう保育園の園舎内外の整理整頓、清掃管理、簡易な営繕補修などの管理	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	保健福祉部こども未来室 こども育成課 内線2731	
10	関の森保育園給食配達業務	わかば保育園で調理した給食の関の森保育園への配達	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	保健福祉部こども未来室 こども育成課 内線2731	
11	工業の森・新白河B工区及びC工区維持管理業務	工業団地内維持管理（草刈、道路路肩清掃、排水路清掃、トイレ清掃、ごみ拾い等）※管理面積 96,692㎡	令和2年4月1日～ 令和2年12月28日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	産業部商工課 0248-22-5970	
12	市道補修業務	道路パトロール、舗装路面小規模修繕及び道路除草作業	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部道路河川課 内線2274	

番号	契約の名称 (物品/役務の名称)	概要	契約期間	契約締結予定日	契約相手方の選考基準	問い合わせ先	備考
13	表郷地域公共施設環境整備業務	道路パトロール補修、草刈り等	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	表郷庁舎事業課 0248-32-4786	
14	鶴子山公園休養施設「やまびこ鶴子山」管理業務	施設の清掃及び施錠等	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	表郷庁舎事業課 0248-32-4786	
15	道路植樹帯管理業務	市道、国県道沿いの植樹帯の維持管理	令和2年5月1日～ 令和2年9月30日	令和2年5月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	大信庁舎事業課 0248-46-2115	
16	阿武隈川河川公園清掃等業務	清掃、樹木管理、芝生管理	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部都市計画課 内線2285	
17	一里段公園ほか清掃等業務	清掃、樹木管理、芝生管理	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部都市計画課 内線2285	
18	旧脇本陣柳屋旅館蔵座敷管理業務	施設の管理（開閉・清掃等）	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部まちづくり推進課 内線2746	
19	歴史民俗資料館・小峰城歴史館受付等業務	歴史民俗資料館の受付（土日祝祭日）・清掃、小峰城歴史館の受付及び館内の簡易な清掃	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部文化財課 0248-27-2310	
20	城山公園管理業務	三重櫓管理、城山公園内清掃、城山公園駐車場管理	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部文化財課 0248-27-2310	
21	南湖公園清掃等業務	南湖公園内の清掃および樹木管理	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部文化財課 0248-27-2310	
22	市内指定史跡等下草刈業務	白河関跡、下総塚古墳等の下草刈	令和2年5月1日～ 令和3年3月31日	令和2年5月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部文化財課 0248-27-2310	
23	白河市学校管理業務	市内の各小・中学校（小学校13校、中学校8校）の用務員派遣	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	教育委員会教育総務課 内線2351	
24	表郷総合運動公園管理業務	管理、受付、清掃及び草刈等環境整備	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	教育委員会生涯学習スポーツ課 内線2385	
25	大信総合運動公園管理業務	管理、受付、清掃及び草刈等環境整備	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	教育委員会生涯学習スポーツ課 内線2385	

番号	契約の名称 (物品/役務の名称)	概要	契約期間	契約締結予定日	契約相手方の選考基準	問い合わせ先	備考
26	東風の台運動公園管理業務	管理、受付、清掃及び草刈等環境整備	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	教育委員会生涯学習スポーツ課 内線2385	
27	中央公民館受付業務	受付、窓口、館内管理	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	中央公民館 0248-23-3810	
28	中央公民館清掃業務	館内及び外回り清掃	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	中央公民館 0248-23-3810	
29	表郷公民館施設管理業務	受付、窓口、館内管理、館内及び外回り清掃	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	表郷公民館 0248-32-2526	
30	大信公民館施設管理業務	受付、窓口、館内管理、館内及び外回り清掃	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	大信公民館 0248-46-2511	
31	東公民館施設管理業務	受付、窓口、館内管理、館内及び外回り清掃	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	東公民館 0248-34-3159	
32	水道施設点検業務（白河、表郷、東）	各水道施設の点検、各施設の点検（週1回）	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	水道部水道課 0248-27-2541	
33	水道施設点検業務（旧簡水）	各水道施設の点検、各施設の点検（週1回）	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	水道部水道課 0248-27-2541	
34	水道施設点検業務（大信）	各水道施設の点検、各施設の点検（週1回）	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	水道部水道課 0248-27-2541	
35	各取水場草刈業務	各取水場の草刈	令和2年4月15日～ 令和2年11月30日	令和2年4月15日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	水道部水道課 0248-27-2541	
36	各配水場草刈業務	各配水場の草刈・剪定・落ち葉集積	令和2年4月15日～ 令和2年11月30日	令和2年4月15日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	水道部水道課 0248-27-2541	
37	白河・大信旧簡易水道施設草刈業務	各旧簡易水道施設の草刈	令和2年4月15日～ 令和2年11月30日	令和2年4月15日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	水道部水道課 0248-27-2541	